## ○更別村ボランティアセンター

## 地域交流サロン活動費助成実施要領

平成24年3月15日 法

(目的)

第1条 更別村の地域福祉の推進を図るため、村内においてサロン活動を展開する団体等に対し活動費の助成を行う。

(財源)

**第2条** 更別村ボランティアセンターに預託された預託金、並びに更別村からの助成金を財源とする。

(助成の条件)

- 第3条 次のいずれかの要件を満たす団体等とする。
  - (1) 地域住民の交流を図るためのサロン活動を計画しており、年度内の開催 が決定している団体・グループであること。
  - (2) 地域住民の交流を図るためのサロン活動を現に行っている団体・グループであること。

(助成金の使途)

- **第4条** サロン活動に必要な経費に充てるものとし、特に細かく制限はしないが、この財源が地域住民の善意で寄せられた預託金等であることを十分認識し、次に掲げる経費とする。
  - (1) サロンを新規に実施する際に必要な什器、備品等を購入するためのサロン開設費。
  - (2) 定期的にサロンを開設するためのサロン運営費。

(申請方法)

第5条 助成を受けようとする団体等は、更別村ボランティアセンター(社会福祉協議会内)に地域交流サロン活動費助成申請書(別記第1号様式)を提出し申請するものとする。

(決定及び助成金額)

- 第6条 助成金額は、次に掲げる額を限度とし、更別村ボランティアセンター運営委員会で審査の上決定する。
  - (1) サロン開設費は20,000円を限度とする。
  - (2) サロン運営費は開催1回当たり2,000円を限度とする。

(助成金の交付)

**第7条** 助成の決定を受けた団体・グループに対し、その指定する口座に決定額 を振り込みすることをもって交付する。 (報告)

第8条 助成を受けた団体等は、事業実施年度終了後速やかに、地域交流サロン 活動費助成報告書(別記第2号様式)を社会福祉協議会へ提出しなければなら ない。

## 附 則

この実施要領は、平成24年 4月 1日から施行する。